



田村 たむら としつぐ 活動報告

発行責任者
田村としつぐ
発行日
2020年7月1日

「長期継続契約条例 修正案」を可決 知る権利の確保を図る

修正案

議案第1号大井町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例を次のように修正する。

第2条の次に次の3条を加える。

(契約の期間)

第3条 前条各号に掲げる契約の期間は、5年以内とする。

ただし、町長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(議会への報告)

第4条 町長は、長期継続契約を締結したときは、契約の相手方、契約金額、契約期間その他契約の内容を、当該長期継続契約を締結した日以降最初の町議会に報告しなければならない。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

原案

大井町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約に関し必要な事項を定めるものとする。

(契約の種類)

第2条 長期継続契約を締結することができる契約の種類は、次に掲げるもののうち規則で定めるものとする。

- (1) 物品を借り入れる契約で、商習慣上複数年度にわたり契約を締結することが一般的であるもの
- (2) 経常的かつ継続的に役務の提供を受ける契約で、複数年度にわたり役務の提供を受ける必要があるもの

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年大井町議会第1回定例会

本条例は、令和2年1月20日の臨時議会に上程されたが、新規条例のため、企画経済常任委員会に付託され、継続審査となった。

2月7日に委員会が開催され、審査では、町当局の担当職員も同席して、質疑が行われた。主な内容は「条例に契約の期間を設けていない理由は」「今まで実質リース契約と思われるものは無かったのか」などである。

質疑終了後、田村他3名の委員(石井委員、田中委員、鈴木委員)により修正案を提出した。その修正内容は原案に対し、

- ・ 契約期間を5年以内とすること。
- ・ 契約を締結した時は議会に報告すること。
- ・ 規則委任

の3つの条項の追加をするものである。

契約期間については、長期継続契約が債務負担行為の例外規定であり、議会の権能の観点から条例事項として明示しておくべきであること。議会への報告についても、後年度負担が予定されている概要を知る手法の担保、町民の知り得る状況の確保の方策として条例に講じておく必要があるという趣旨説明を行った。採決の結果、賛成全員で修正可決すべきものと決し、修正部分以外の原案についても原案のとおり決した。

その後、大井町議会第1回定例会本会議3月5日(木)付議され、委員会報告の後、全員賛成で可決成立した。



学校給食センター

学校給食センター給食調理等業務は、3年間(令和2年8月1日から令和5年7月31日まで)、総額約1億1千万円で業務委託された。

「議員定数条例」賛成少数により否決される

大井町議会議員定数条例の一部を改正する条例

大井町議会議員定数条例(平成14年大井町条例第13号)の一部を次のように改正する。

本則中「14人」を「13人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、次の一般選挙から適用する。



この改正案は、石井議員、牧野議員、田村の3人で提案した。3月16日(月)本会議で、賛成4人で否決された。現状維持は、安意な選択である。議員一人ひとりの自覚を促すとともに議会の役割と現況を常に検証していく必要性を今後も強く求めていきたい。

【 提 案 要 旨 】

議員定数は、先輩諸兄の苦渋の努力の結果、現在14人となっている。しかし、足柄上郡5町をみると3町は、既に定数12人で議会運営が行われており、町民からは一層の定数削減を求める厳しい声が寄せられている。本議会は、この声に対し真摯に向き合う必要がある。

一昨年、議長より議員定数等の諮問がなされ、昨年5月答申を得た。答申内容は、14人を維持するものであった。

議員定数は、法定上限制度が廃止され、議会が独自に定めることができるものである。議会の役割は、団体の意思を決定し、執行機関をチェックする機能を担うもので、同じく住民から直接選挙された首長と相互に牽制し合うことにある。このためには、討議できる人数確保の視点に立った基準が求められている。一方、議長は、常任委員会に所属するが「指導的立場の発言にとどめることが望ましい。」とされているため、所属する常任委員会では実質委員が1人減となっている。また、自治法で、議長は、表決権は持たないが「可否同数のときは、議長の決するところによる。」とし、議長の裁決権を認めている。本議会は、議長を除く13人で常に決するため、議長の裁決権が具現化され得ない状況にある。以上のことから、定数を1人減じても、現況から、実質討議に必要とされる人数は、十分、維持確保できている。さらに、定数を1人減じることにより、自治法に定める議長裁決権の具現化を図ることができることにもなる。

なお、議員削減が実現した場合、削減される議員歳費は、厳しい財政状況のなか、見送らざるを得なかった諸施策に充当し、活用することが可能となる。開かれた議会、透明な議会を目指す諸施策の実現は、議会の活性化を図り、町民の信託に応え、信頼され存在感のある議会に繋がるものと確信する。

町民の負託を受けた議員一人ひとり、議会に求められている権能を実現するための限界はどこか、自ら問い、自ら律し、チャレンジすることが「今」求められている。

地域の情報



再表示された道路標示(町道12号)



新設されたポールコーン(町道13号)

2019年5月、地元保育園から「ポール(交通安全施設)の設置について」の要望を町に提出。道路標示は2月、ポールコーンは3月に設置された。車も人も交通ルールを守り、事故を無くしましょう!!

